

平成 25 年 11 月 15 日

各位

会社名 スター為替証券株式会社
代表者名 代表取締役社長 野中 功
問合せ先 代表取締役社長 野中 功
T E L 03-5418-8151

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、株式会社シンプレクス・コンサルティング（以下、「シンプレクス」といいます。）に対して、本日付けにて東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 25 年 11 月 15 日

2. 訴訟を提起した相手（被告）

- (1) 名称 株式会社シンプレクス・コンサルティング
(2) 本店所在地 東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号
(3) 訴訟における代表者 代表取締役社長 金子英樹

3. 訴訟の提起に至った経緯

当社は、東京金融取引所の取引所為替証拠金取引「くりっく 365」、及び店頭為替証拠金取引「為替 24」のサービスを一般投資家に提供するため、シンプレクスから外国為替証拠金取引のインターネット取引システムの提供を受けておりました。ところが、平成 23 年 7 月より同社の開発した新システム「Voyager（ボイジャー）」を導入したところ、同年 8 月 2 日、及び平成 24 年 4 月 5 日に大規模なシステム障害が発生し、それに伴う取引停止等で一部の顧客に損失が発生いたしました。これは同システムに設計上の重大な欠陥があったこと、また平成 23 年 8 月 2 日の障害については、その復旧作業において人為的ミスが重なったためであります。これらの大規模なシステム障害により、当社は顧客からの信用を失い、外国為替証拠金取引等の事業の継続を断念し、平成 24 年 12 月までに、会社分割の方法による事業承継を行いました。これら一連の債務不履行ないし不法行為による損害賠償を請求すべく、本件訴訟の提起にいたったものであります。

4. 訴えの内容

債務不履行ないし不法行為による損害賠償請求として、金 36 億 8,625 万 8,790 円並びにこれに対する平成 24 年 4 月 5 日から訴状送達の日まで年 5 分及び訴状送達の日翌日から支払済みまで年 6 分の割合による損害賠償の支払を求めるものであります。

5. 業績に与える影響

本訴訟提起による業績に与える影響は不明であります。判決の内容によっては今後の業績予想を修正する可能性がございます。判決が確定次第速やかに公表いたします。

以上